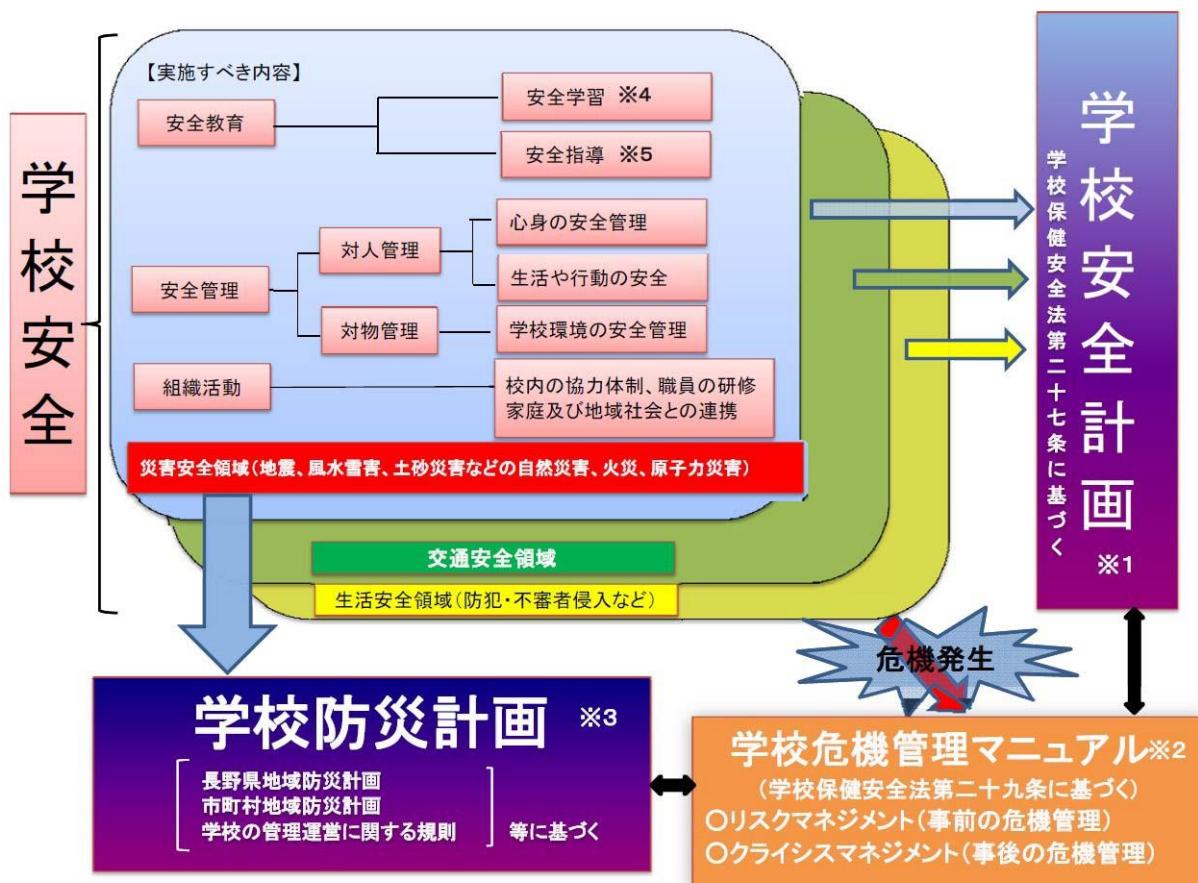


令和7年度

学校危機管理マニュアル

長野県松本美須々ヶ丘高等学校



〈学校安全の構造図〉『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』

(平成22年3月 文部科学省) より

目 次

I 本校の危機管理の基本方針

1 危機管理の定義と必要性	2
2 危機管理の目的	2
3 危機の分類	3
4 本校の環境条件	3

II 危機管理の実際

1 未然防止（平常時）の対応

(1) 学校安全計画（別紙）による未然防止の取組	4
(2) 防犯の取組	5
(3) 生活安全の取組(防犯を除く)	6
A 転落事故防止	6
B 体育器具等事故防止	6
C プール事故防止	6
D 落雷・突風事故防止	7
E 薬品（毒物劇物等）の事故防止	7
F 热中症防止	8
(4) 交通安全の取組	8
(5) 災害安全の取組	9
G 学校防災体制	9
H 災害安全教育	9
I 地震への備え	9
J 風水雪害・土砂災害への備え	10

2 事案発生時基本的対応

(1) 事案発生時の基本的対応についての共通理解	11
(2) 緊急時の校内対応組織（危機管理チーム等）の確立	11
(3) 連絡すべき事項の文例等	12
(4) 救急救命体制	14
(5) 救急連絡体制	16
救急時記録表様式	17
(6) 報道機関への対応	18
基本的な対応方針	18
緊急記者会見の開催	18
(7) 相談、苦情への初期対応	20

3 事後の対応

(1) 事後評価と学校再開の準備	21
(2) 生徒と保護者への心のケア	22

I 本校の危機管理の基本方針

1 危機管理の定義と必要性

学校危機管理とは、「子どもたちや教職員等の生命や心身等に危害をもたらす様々な危機を未然に防止するとともに、万一、事件・事故災害が発生した場合に、被害を最小限にするために、適切かつ迅速に対処すること。」（平成18年文部科学省等から）と定義される。

学校は、生徒が安心して学び、教職員が安心して教育活動を行う安全な場所でなければいけない。しかし、時として学校の安全を脅かす事件・事故災害が発生する。そのような時に備えて、適切かつ確実な危機管理体制を確立する必要がある。

(1)リスク・マネジメント（危機管理体制の整備、危機の発生を未然に防止するための事前対策）

①危機の予知・予測

- 過去に発生した自校や他校の事例から、その危機発生の原因や経過等を分析・検討することにより、発生の前兆等を明らかにし、危機の予知・予測に努める。
- 生徒や社会の現状・変化等を踏まえ、今後発生する可能性のある危機を想定し、その危機の予知・予測にも努める。

②危機の未然防止や日常の安全確保に向けた取組

- 日ごろから、一人一人の生徒への継続的な支援や、施設・設備に関する定期的な点検や各種訓練等により、未然防止に向けた取組を行う。
- 生徒、保護者、地域の人々からの情報収集等により、危機を予知・予測し、問題の早期発見に努め、危機に至る前に解決する取組を行う。
- 保護者や地域住民、関係機関・団体と連携を図り、学校独自の危機管理体制を構築する。

(2)クライシス・マネジメント（危機発生時の対応や再発防止に向けた対策）

①緊急事態発生時の対応（初動・初期対応）

- 緊急事態が発生した場合、学校の危機管理マニュアルに沿って、適切かつ迅速に対処し、生徒、教職員の生命や身体の安全を守るとともに、被害を最小限度にとどめる。

②事後の危機管理（中・長期対応）

- 事態が収拾した直後から、保護者及び関係者への連絡・説明を速やかに行う。
- 事件・事故災害発生時の対応を事態収拾後に総括し、教育再開の準備や再発防止対策、心のケアなど必要な対策を講じる。
- 未然防止の取組について定期的に評価・改善し、日々の教育活動の充実に努める。

2 危機管理の目的

学校における危機管理の目的は、次の3点に分類される。

- (1) 子どもと教職員の生命を守ること
- (2) 子どもと教職員の信頼関係を維持し、日常の組織・運営を守ること
- (3) 学校に対する保護者や地域社会からの信用や信頼を守ること

（出典：「危機管理の法律常識」菱村幸彦編教育開発研究所）

3 危機の分類

分類		内容(例)
学習活動等	学習活動	運動時、実習・実験、校外活動中の事故
	特別活動	進路研修、現場学習等での事故
	部活動	熱中症による入院、運動時の事故
	その他の活動	学校施設利用中の事故
登下校	交通事故	死傷事故等
	不審者	不審者による声かけ、わいせつ行為等
健康	感染症	新型コロナウイルス、インフルエンザ、感染性胃腸炎等の集団感染
	アレルギー	食物アレルギーによるアナフィラキシー等
	食中毒	会食弁当、宿泊先等による集団食中毒
問題行動等	非行少年等	万引き、暴力、器物破損、性犯罪、喫煙、飲酒、薬物乱用、深夜徘徊等
	いじめ	いじめに起因する傷害・自殺、ネット上の誹謗中傷
災害	火災・自然災害	火事、地震、風・水・雪害、原子力災害等
施設設備	施設設備	施設の保守管理、修繕の不備、誤使用等に起因する人身事故
教職員	不祥事	教職員の不祥事(飲酒運転、暴力行為、セクハラ等)
	健康管理	心身の不調による業務への影響
	事故	交通事故
教育計画	教育課程	未履修
財務	資金管理	公金の遺失、横領
	会計処理	不適正な公金支出、部費の不適切な執行
情報	個人情報	個人情報の漏洩
	情報システム	システムダウンによる影響、ウイルスによる影響
業務執行	保護者	保護者に対する不適切な対応による信用失墜
	威力業務妨害	不当要求、クレーム
	広報・報道	報道機関に対する不適切な対応による信用失墜

4 本校の環境条件

住所：松本市美須々2-1 松本駅から3.4km 徒歩50分 バス20分

敷地：敷地総面積：47,513 m² 建物面積：11,997 m² 運動場面積：19,899 m²

生徒数 R7.4.4現在	1学年	7クラス	男 167名	女 113名	計 280名
	2学年	7クラス	男 141名	女 137名	計 278名
	3学年	7クラス	男 138名	女 137名	計 275名
			計 名	計 名	計 名
職員数	教員 48名	講師 14名	行政 9名	ALT 1名	計 72名

(R7年度資料)

居住種別	自宅 825名	下宿 7名	寮 0名	
通学状況	徒歩 46名	交通機関 290名	自転車 483名	学校自転車置場利用 581名
最遠電車駅	大糸線 「信濃森上」	篠ノ井線 「聖高原」	上高地線 「新島々」	中央東線 「茅野」 中央西線 「贊川」

本校は松本市の中心市街地北東部、旧善光寺街道沿いに位置する。周辺の「安原地区」は公共施設（大学、大学病院、小中学校、幼稚園、総合体育館、文化会館、神社）を多く抱える落ち着いた文教住宅地である。災害の発生時に本校は、「松本市」「安原地区」との連携を考えていく必要がある。また、通学区が松本市及び近隣市町村であるので、松本市ばかりではなく、近隣市町村との連携も視野に入れる必要がある。

本校の抱える主なリスクとしては以下の4つがある。

- 敷地西を南北に走る国道143号線の交通量が増加し、城下町特有の狭い道路が近隣に多いこともあって、交通事故の心配がある。特に自転車通学の割合が高い。
- 松本市周辺には、「糸魚川-静岡構造線断層帯」があり、地震が発生する可能性については以前より公表されている。2011年には、東日本大震災、長野県北部地震が、松本市周辺でも同年6月30日に震度5強の地震が発生し、大きな被害が出た。大きな被害を想定した地震対策をしておく必要性がある。
- 通学区が広く、通学時間の長い生徒の割合も高いので、登校・下校時に災害（交通・自然・不審者）に遭遇する可能性も高い。
- 登校・下校時に災害に遭遇した場合、生徒の居住していない地域で安全安心をどのように守っていくか検討する必要性がある。

II 危機管理の実際

1 未然防止（平常時）の対応

（1）学校安全計画（別紙）による未然防止の取組

①学校安全の3領域に総合的に取り組む

- 生活安全（防犯を含む）
- 交通安全
- 災害安全

②安全教育に関する具体的な計画

- 教科指導における安全に関する指導
- 専門家や関係機関等との連携による防犯・交通安全・災害安全に関する教室
- 火災・地震・不審者を想定した避難訓練等
- 不要物や危険物等を学校に持参しない指導を徹底
- 過去の事故等を分析した学校独自の取組（＊1）

（＊1）本校では平成29年（2017年）9月、清掃時間に掃除を終えた生徒が、友達を笑わせようと清掃用のほうきを野球のスイングをまねて振ったところ、手からすっぽ抜け、同じ清掃班の生徒の顔面を直撃し、救急搬送されたが、眼球破裂で片眼を失明するという重大事故が発生した。職員会にて事故を検証し、再発防止について①施設・設備・備品等の安全確認と管理 ②安全管理体制 ③生徒指導 の3点から検討した。そして、①学校にある用具器具は、本来の用途以外では使用しないことの指導の徹底 ②設備・備品の定期的な点検及び校内の危険個所のチェックと情報共有 ③個人賠償責任保険への加入を勧めることの3点を、特に職員が共通して認識し注意することを確認した。

③安全管理の徹底に向けた取組

- 学期に1回以上の定期点検の実施（安全点検表を活用し、複数の教職員で実施）
- 施設等使用前の日常的な安全点検の実施
- 生徒の出欠・遅刻・早退・欠課状況等を確実に把握し、必要に応じて早期に本人との面談や保護者へ相談

□器具・AEDやプール等の学校施設・設備や、常備している薬品(毒物劇物)等の危険物について、定期的、日常的な安全点検を実施

④教職員に対する研修

- 教職員の安全に関する校内研修を実施
- 学校と地域社会との連絡会議
- 学校教育活動の地域への公開・交流活動

⑤学校危機管理マニュアルを毎年見直す。

(2) 防犯の取組

①地域と連携した安全体制を確立する。

- 学校、保護者、地域(防犯団体等)の連携を密接にする。
- 近隣の学校や警察と、不審者情報等を共有するとともに、生徒及び保護者への注意喚起を常に行う。
- 県警が発信する「ライポくん安心メール」や、県警Webページの「あなたの街の犯罪や交通事故」も活用する。

②万一に備え、緊急連絡体制を整備する。

- 「学校等に対する緊急通報システム」等による、緊急事態発生時の連絡や支援要請のために、携帯メール等による情報配信システムを整備する。
- 緊急時の学校の登下校対応について保護者、地域に周知する。

③学校、保護者、地域が連携し、通学区の安全点検を実施する。

- 危険箇所については、生徒、保護者に情報提供する。
- 生徒から通学路の状況について、随時報告を受ける。

④不審者侵入防止体制を確立するとともに、定期的に安全管理体制を確認する。

- 校地内外の樹木の伐採等を行い、不審者が侵入して隠れやすい死角を排除するなど、校地内の見通しを確保する。
- 教職員の定期的な校内巡視や、必要に応じ、校外巡視にも取り組む。
- 防犯対策として、夜間や休業日の施錠を徹底する。特に、部室等の施錠、貴重品の管理にも配意する。
- 休業日の学校開放等においても、生徒の安全確保、安全管理に十分に努める。
- 防犯器具の設置場所や取扱方法等について、防犯訓練や研修会で確認し、緊急時に対応できるようにする。
- 正門、受付入口及び生徒昇降口に防犯カメラを設置する。

⑤来訪者への対応を明確にする。

- 出入り口に、「関係者以外の立入りを禁止します」「用事のある方は事務室受付へお越しください」などを表示する。
- 受付がわかるように案内を表示する。
- 受付で受付名簿への記入、来校者証、名札等を配付し、着けるよう依頼する。

⑥警察への通報体制を確立する。

- 不審者を発見した場合は、即座に110番通報する。(所轄署への連絡では、パトカーの配備など警察の緊急対応が遅れる)
- 警察への通報基準を明確にしておく。
 - 生徒や教職員に危険が感じられる場合
 - 威圧行為を繰り返したり、脅迫している場合
 - 窃盗行為をしようとしている場合
 - 覚醒剤やシンナーなどの薬物を使用している場合

- 火災発生の原因となる行為をした場合
- 不審者が強引に生徒との接触を求める場合
- 生徒に破廉恥行為を強要している場合 など

- ⑦警察や保護者等と連携し、防犯避難訓練や教室に計画的に取り組む。
- すべての生徒が、防犯の基礎である「いかのおすし」（行かない・乗らない・大声で叫ぶ・すぐ逃げる・知らせる）を身に付ける。
 - 生徒が危険を予測し回避できるよう、防犯に関する危険予測学習（KYT）等を活用する。
 - 特に、部活動等で帰宅が遅くなる生徒については、単独行動を避け複数で行動することや、防犯ブザー及び懐中電灯等の携行について指導を徹底する。
 - 保護者にも、生徒の通学路や安全について、家庭で十分話し合うよう依頼する。

（3）生活安全の取組（防犯を除く）

A 転落事故防止

- ①安全教育を徹底する。
 - 生徒に対し、窓・高層上・フェンスなどの施設の危険性を十分に理解させ、危険な行動を取らないよう指導を徹底する。
 - ②安全管理を徹底する。
 - 文化祭等において、スローガンやモニュメント等を設置する場合には、必ず教職員が付き添い、生徒の安全に万全を期す。
- ※文部科学省リーフレット「学校における転落事故防止のために」（平成20年8月）を参照

B 体育器具等事故防止

- ①安全教育を徹底する。
 - 器具の危険性と安全な使い方について、機会があるごとに十分な指導に取り組む
 - ②安全管理を徹底する。
 - 定期的、日常的な安全点検を必ず実施する。
 - 安全点検のポイント
 - ・目視だけでなく、叩く、揺らす、大人の力で実際に作動させるなど徹底した点検を行う。
 - ・担当職員に任せることだけでなく、管理職が用具等を使い実地で点検する。
 - ・土台や溶接部分の破損、転倒の危険を十分に確認する。
 - ・教職員間で器具に関する情報交換(安全面での気付き)を行う。
 - ・安全点検表を作成し、複数で確認する。
 - ・器具の使用規定を作成し、適宜、見直す。
- ※国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）」（平成20年8月）を参照

C プール事故防止

- ①生徒への安全教育を徹底する。
 - 水泳は危険を伴う運動であるため、睡眠を十分にとる、欠食をしないなど体調管理に努め、十分に準備運動を行うなど、自ら安全な行動を取ることの重要性について指導する。
 - 周囲の仲間の安全について気を配りながら泳ぐことを指導する。
 - 人員点呼（バディシステム等）の重要性を理解し、素早く、正確に点呼できるようにする。
 - 典型的な事故例を知り、個人の能力に応じた水泳を心がける。
 - ・スタート時に頭部から深く入水し、水底で頭部を打つ。
 - ・入水や潜水の際、無理な息こらえ等による重大事故（ノーパニック症候群）がある。
 - ・一定の技能を身に付けている生徒にも重大事故がある。
- ②施設の安全点検と水質管理を徹底する。
 - プールの安全管理・衛生管理については、「プールの安全標準指針」（文部科学省平成19年3月）及び「学校環境衛生基準」（平成21年4月施行）を参考として徹底を図り、適切な管理

体制を整える。

- プールの排(環)水口の蓋及び吸い込み防止金具の強度、ボルト等による固定等が十分か、定期的に点検し、不備な箇所は速やかに改善を図る。
- プールの遊離残留塩素濃度は、プール水使用前及び使用中1時間に1回以上測定し、必要事項を帳簿等に記録し、保存しておく。
- プール水等の排水については、事前に必ず水質検査を行い、残留塩素の低濃度を確認した上で放水する。
- 塩素剤等を取り扱った水質管理や排水時の措置は、安全に十分配慮するとともに学校薬剤師の指導・助言を得る。

③指導時の安全管理を徹底するとともに、緊急時に常に備える。

- 指導に当たっては、「水泳指導の手引き（二訂版）」及び「学校における水泳事故防止必携（新訂二版）」を参考とする。
- 監視員は、プール全体が監視できるよう十分な人数を配置する。
- プールサイドに不要な器具等を放置せず、安全に留意する。
- 非常事態に備え、携帯電話等をプールに持参する。
- ノーパニック症候群に関する共通理解を図り、指導時に留意する。
- 全教職員が、心肺蘇生法及びAEDの使用法等を身に付ける。
- 緊急対応について明確にしておく。
 - ・事故発生時には、即座に呼吸及び脈拍を確認し、必要な場合は救急車の要請をするとともに、その場で心肺蘇生を行う。
 - ・事故現場の目撃者を最小限に抑えるとともに、目撃した児童生徒の心のケアに努める。

D 落雷・突風事故防止

①落雷や突風等の脅威を指導・啓発する。

- 近年、部活動中の落雷や積乱雲からの突風によるテントの倒壊により、死者が出るなどの重大事案が全国的に発生している。
- 落雷や突風等、自然の怖さを認識し、危険を予測・回避することの大切さについて生徒や保護者に指導・啓発する。

②屋外活動時の留意点について教職員で共通理解し、指導する。

- 屋外での授業、体育大会・文化祭等学校行事、各種競技大会の実施及び開催にあたっては、事前に気象情報を入手する。
- 気象情報を入手する際は、強風や落雷等の警報や注意報等に留意し、発令された際は、参加者の安全確保を最優先する。
- 活動中止の決定権限をもつ者を、事前に特定しておく。さらに、中止決定までの手順をフローチャート等にまとめておく。
- 屋外での安全管理体制（本部に危機管理班、指導・監視班、救護班を設置）を明らかにして活動する。
- 大気が不安定なため、竜巻・突風・雷雨の発生等、急激な天候の変化が予想される場合は、予め、避難方法等について教職員の共通理解を図り、早期に対応する
- 特に、テント等の設営には十分配慮する。

E 薬品（毒物劇物等）の事故防止

①薬品（毒物劇物等）の安全管理を徹底する。

- 薬品の保管・管理については、管理責任者を定め、保管状況・使用量・在庫量など定期的に点検すること。なお、管理責任者を校務分掌に位置づける。
- 毒物劇物については、毒物劇物危害防止規定に基づき、学校薬剤師との連携のもとに保管・管理を行うものとし、保管する量は、必要最小限とする。
- 毒物劇物は、受払簿を設けて購入日・使用量・使途・在庫量などを常に明確にしておくこと。なお、液体・粉末状等のものについては、使用量の確認ができるよう、購入時に容器を含む全体の重量を計測し記録しておく。
- 毒物劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒物劇物専用のものとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とする。
- 専用保管庫を床、壁等に固定することや、保管庫の棚から容器が転落するのを防止するため

- の枠を設ける等の転倒防止措置を状況に応じて講じる。
- ガラス製の保管容器どうしが衝突しないように仕切りを設けるとともに、保管容器が倒れて内容物が流失した場合に備えてトレー等で保管する。
 - 使用見込みのないものについては廃棄処分を進める。また、毒物劇物以外の不要な理科薬品等についても、今後使用する見込みのないものは、併せて廃棄処分を行う。
 - 使用する度に、教員が薬品の量を計量し帳簿に記入、在庫量と帳簿量を確認する
 - 「毒物劇物等の管理状況検査記録票」に基づき、学校薬剤師による点検を必要に応じ実施する。

②その他の薬品の安全管理も徹底する。

- 一般医薬品、農薬、プール薬品等の管理を適切に行う。

F 热中症防止

①熱中症による事故防止対策を徹底する。

- 授業や学校行事、部活動等の際には、「気象庁高温注意情報」等の情報を収集し、熱中症による事故防止に留意する。
- 暑い季節の運動や作業は、涼しい時間帯に行い、運動が長時間にわたる場合には休憩を多くとり、スポーツドリンク等により、こまめに水分や塩分を補給する。
- 体が暑さに慣れていないときには、短時間で軽めの運動から始め、徐々に慣らす。
- 暑い季節には、吸湿性や通気性のよい軽装にするとともに、屋外で直射日光に当たる場合は、帽子を着用する。
- 個人差や体調により、暑さへの耐性が違うことを踏まえ、健康観察を行う。

②すべての教職員が応急手当を理解しておく。

- 涼しい陽の当たらない場所に寝かせ、衣服をゆるめ、水分や塩分を補給する。
- 経過観察中、容態が急変し、死に至るケースもある。注意を怠らない。
- 昏睡状態でけいれんを伴う場合はもちろん、応答が鈍いなど、少しでも意識が朦朧(もうろう)としている場合は、救急車を要請し、早期に医師の手当てを受ける。
- 医師の診断までの間、濡れタオルや氷などで体を冷やすなどの応急手当を行う。
- 緊急時の対応のために、応急手当の研修や、連絡先（学校医、消防署、教育委員会、家庭等）を明確にするなど、救急体制を確立しておく。

（4）交通安全の取組

①警察等と連携し、交通安全教育の充実を図る。

- 交通安全教育の充実により、「自らの命は自ら守る」意識を醸成し、交通ルールを守ることを身に付ける。
- 心にゆとりと、時間に余裕をもって行動することを身に付ける。
- 警察等と連携し、交通安全教室、自転車教室等に取り組む。
- 特に、自転車の安全運転に気を付ける。自転車の安全点検も重要である。
 - ・携帯電話を操作しながら、傘を差しながら、ヘッドホンステレオ等を聞きながらなどの、「ながら運転」はしない。
 - ・坂道などの、スピードの出し過ぎや普段から高速での走行はしない。

※自転車安全利用五則遵守の徹底

- 道路横断時は、横断歩道や自転車横断帯を利用し、飛び出しや斜め横断はしない。
- 交差点や踏切では、必ず一旦停止し、左右の車両等の走行に気を配る。
- 若年ドライバーの重大事故が増加しているため、在学中又は卒業時に、自動二輪や普通免許を取得する生徒への交通安全教育の充実を図る。
- 原付自転車で通学する生徒に対しては、実技講習会を自動車学校等と連携して行う。
- JR・私鉄との連携を図り、各地域の生徒指導連絡協議会等で情報交換を行い、踏切事故の未然防止に取り組む。

②危険予測学習（KYT）を活用する。

- 学校における交通安全教育は、教職員による説明的な指導から、児童生徒が自らの安全を自ら確保しようとする態度の育成に向け、質的な変換が求められている。
- 危険予測学習は、①状況把握、②危険予測、③回避方法の考察、④安全行動の意思決定の4段階で学習する。終わりの会など、短時間での指導も可能である。

③加害者となった際の責任について教える。

- 自転車は軽車両の一つであり、場合によっては交通事故の加害者となることを常に意識する。
- 自転車であっても、法律違反をして事故を起こすと刑事上の責任が、相手に怪我をさせた場合は、民事上の損害賠償責任が生じることを児童生徒に教える。
- 万一の事態に備え、保護者に対し、個人賠償保険や傷害保険等の利用について啓発する。
また、自転車通学者については、傷害保険（個人賠償保険を含む）への加入を原則とする。

(5) 災害安全の取組

G 学校防災体制

①学校防災体制を整備する。

- 情報収集・連絡体制を確立する。
 - ・緊急地震速報を活用する。
 - ・「長野県砂防情報ステーション」「気象庁防災気象情報」等を活用して、台風、大雨、大雪、土砂災害等の気象情報等を迅速に入手する。
 - ・生徒や保護者に休校・自宅待機等を早急に連絡するため、緊急メール配信システムを構築する。
- 災害から身を守るために、「台風接近」や「土砂災害警戒情報」発令時等の学校の対応方針について明確にし、学校防災計画を作成するとともに、生徒と保護者に周知する。指定避難場所も案内する。
- 「長野県砂防情報ステーション土砂災害地図情報」に掲載されている、県が示している「土砂災害危険箇所」を活用し、危険箇所や地域の過去の災害被害をする。
- 災害発生時のパニックを防止するため、専門家や関係機関等とも連携し、災害安全教育や避難訓練等を計画的に実施し、安全に避難できるようにする。
- 関係機関（市町村、消防等）と連携した体制を整備し、地域全体の防災力の向上を図る。
- 市町村防災担当部局や地域防災組織（自主防災組織）と連携し、避難所の運営等の協力体制を整備する。

H 災害安全教育

①災害安全教育に取り組む。

- 災害安全教育は、生徒が自然災害のメカニズム、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどをよく理解し、災害時における危機を認識して、日常的な備えを行うとともに、的確な判断の下に自らの安全を確保するための行動を迅速にとれる能力（災害安全リテラシー）を身に付けることを目的としている。
- 学校安全計画に基づき、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等、学校教育全体を通じて、組織的・計画的に災害安全教育・訓練に取り組む。
- 理科や社会科の教科学習、特別活動等を活用した地域人材や専門家による災害安全教室、避難訓練等に取り組む。特に、災害安全に関する様々な課題について、調べ・まとめ・発表する活動を重視する。
- 火災・地震等の避難訓練に計画的に取り組む。
- 被災後の対応についても、学習の機会をもつ。

I 地震への備え

①学校防災計画を整備するとともに、緊急地震速報を活用する。

- 平常時からの対策を徹底するとともに、緊急地震速報を活用した防災訓練などにより、震災時の行動について児童生徒・教職員に周知を図る。
- 緊急地震速報受信後の最善行動は、「落ちてこない」「倒れてこない」場所への移動、机の下に隠れるなどの「身の安全の確保」である。
- 受信後は、数秒～数十秒で主要動が到来する。瞬時に対応しないと間に合わない。

②地震に備え、施設・設備の安全管理を徹底する。

- 本棚やテレビ等、校舎内の施設・設備について転倒・落下防止策を施す。
 - 灯油タンクや簡易倉庫など、屋外の施設・設備について転倒防止策を施す。
 - 施設・設備の定期安全点検において、地震対策に関する項目を明記して点検する。
 - 避難経路となる廊下や階段、出入口等には避難の障害となる物を置かない。
- ※文部科学省リーフレット「地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために～学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック～」（平成22年3月）参照

③学校外における地震被災の対応を周知する。

- ブロック塀や自動販売機等、倒壊しやすいものに近付かない。
- ビルの窓ガラス等高所からの落下物に気をつける。
- 土砂崩れや土石流等が起こりそうな場所に近付かない。
- 海岸にいたときは、海岸から離れ高所に避難する。

J 風水雪害・土砂災害への備え

①日常からの風水雪害・土砂災害への備えが必要である。

- 風水雪害・土砂災害の登下校方針や避難体制を明確にし、学校防災計画に掲載する。学校防災計画に避難所も掲載する。
- 「長野県砂防情報ステーション」等を活用し、日常から危険箇所を把握し、避難方法等を考えておく。
 - ・河川、ため池等の氾濫の恐れがある場所
 - ・崖崩れ等の土砂災害の起こりやすい場所
 - ・道路が浸水しやすい場所
 - ・暴風時に倒木等の被害の恐れがある場所など

□学校防災計画に基づき、学校と地域の実情に応じて避難訓練を実施する。

②台風の接近等、緊急時の対応について、事前に生徒・保護者に伝えておく。

- 登校前の時点で、災害の恐れがある場合は、地域の状況により登校の可否を決定し、家庭連絡等によって速やかに的確な指示を行う。
- 状況により、保護者の同伴登下校、教職員の引率などについて考慮する。
- 下校させる場合には、気象状況、通学路の状況等を確認し、下校のタイミングを的確に判断する。早めの下校を実施し、危険な状況下での下校はさせない。
- 台風等による臨時休業や下校時刻を切り上げる場合は、近隣学校間で連携することが望ましい。

③天候回復後は、安全点検が必要である。

- 学校施設設備を点検し、安全確認を行い、必要に応じて適切な措置を講じる。
- 飲料水について、必ず安全確認を行う。
- 通学路の安全点検を行い、状況によっては通学路の変更を行うなど、適切な措置を講じる。

2 事案発生時基本的対応

(1) 事案発生時の基本的対応について共通理解

管理職への報告と最新情報入手	<input type="checkbox"/> 5W1Hに基づきメモを取り、校長(管理職)へ情報を集約。 <input type="checkbox"/> 校長(管理職)は、現場を確認し、必要に応じ現場を保存。 <input type="checkbox"/> 校外での事案は、生徒指導主任等を派遣し、現場での情報確認や目撃生徒の有無等を確認。地元警察・消防・教育委員会からも最新情報を入手。 <input type="checkbox"/> 時系列での記録開始と最新情報把握。過去の記録も確認。	
緊急支援要請等	<input type="checkbox"/> 重大事案発生時は、警察、県等へ支援を要請。 <input type="checkbox"/> 傷病者がいる場合は、生命の安全を最優先し、できる限りの応急措置、救急救命措置を施すとともに、救急車出動を要請。	
緊急招集	<input type="checkbox"/> 教頭(管理職)は、教職員を緊急招集し、以下を指示する。	
緊急会議役割分担	A 役割分担	<input type="checkbox"/> 教職員への連絡と、役割分担の指示。守秘義務の遵守を確認。
	B 生徒への連絡	<input type="checkbox"/> 緊急避難を要する事案は、全校放送等により避難場所を連絡。集合後の安否確認は名簿等により、確実に行う。
	C 保護者への連絡	<input type="checkbox"/> 関係保護者に連絡。学校関係者の目撃情報でない場合は、未確認情報であると断った上で伝える。 <input type="checkbox"/> 事案に応じ、全保護者に「連絡メール」・電話や通知文等で緊急連絡（事案により緊急保護者会を実施）。
	D 教育委員会報告	<input type="checkbox"/> 簡潔かつ最新情報を報告。重大事案であるほど迅速に対応（まず、電話連絡を）。
	E 関係機関等と連携	<input type="checkbox"/> P T A役員、同窓会長等にも説明及び協力依頼。 <input type="checkbox"/> 警察・消防等と継続的に連携。日頃からの連携が大切。 <input type="checkbox"/> 重大事案は、早期に記者会見の開催を決定し、報道へ連絡。
	F 報道対応窓口決定	<input type="checkbox"/> 報道対応窓口を管理職等に一本化。また、管理職等をサポートする「報道対応班」が活動開始。

(2) 緊急時の校内対応組織(危機管理チーム等)の確立

- 事案発生時は、全教職員が協力し、組織的に危機対応に当たる。
- 危機対応には、危機管理を担当する組織(危機管理委員会=対策本部)と心のケア(心のケア班)を担当する組織が必要である。
- 以下に組織と役割を例示する。

	班	役割分担	担当
危機管理チ ー ム	危機管理責任者	全体指揮	校長
	学校安全班 (危機管理班)	学校安全担当	教頭、生徒指導主事、保健主事、防災係
		情報管理担当	教務主任、進路指導主事
		庶務担当	事務長（事務室）
	報道対応班	報道担当	校長、教頭、教務主任、生徒指導主事等

ム	保護者班	保護者担当	学年主任 担任等を指名
ケア T	学年班	学年担当	学年主任、(教務主任) 担任・副担任
	ケア班	ケア担当	養護教諭、スクールカウンセラー

危機管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・事案の全体把握と対応決定 ・警察、教育委員会との連携 ・被害者・被災者への対応（事案により謝罪） ・保護者対応、報道対応 など
学校安全班(危機管理班)	<ul style="list-style-type: none"> ・最新情報の把握 ・学校内外の安全状況の把握 ・保護者、関係機関、報道等への連絡・通知等 ・報告準備 ・記録(時系列)の整理 ・食事等補給 など
報道対応班	<ul style="list-style-type: none"> ・報道対応準備
保護者班	<ul style="list-style-type: none"> ・該当保護者への状況説明、支援等 ・全保護者への緊急連絡による不安軽減 ・緊急保護者会や通知文の準備 など
学年班	<ul style="list-style-type: none"> ・被害生徒への付添、見舞い ・学年生徒の状況把握と不安軽減 など
ケア班	<ul style="list-style-type: none"> ・応急手当 ・学校医・医療機関等との連絡連携 ・ハイリスク児童生徒の把握（ケア会議開催） ・専門家と連携した教育相談・カウンセリング等

(3) 連絡すべき事項の文例等（関係機関等への緊急通報、支援の要請、校内放送など）

□警察への緊急連絡は、局番なしの110番をダイヤル
(携帯も同じ。県警本部通信司令室に直接繋がる。)

※通報文例

- ①落ち着いて、「美須ヶ丘高校です。今、不審な男（女）が校内に侵入して暴れています。
子どもが怪我をしています。すぐに支援をお願いします。」
- ②その後は、質問に応える形で、通報者氏名、学校住所、電話番号などを正確に知らせる。

□消防への緊急連絡は、局番なしの119番をダイヤル。110番通報した場合は救急車が運動して手配されるが、重複しても良い。

※通報文例

- ①必ず相手が、「もしもし、火事ですか、事故ですか」と聞くので、はつきりと「火事（事故）です。消防車（救急車）をお願いします」と伝える。
- ②その後、質問に応える形で、住所番地、通報者氏名、傷病者の性別と年齢、意識や状態などを落ち着いて応える。

□県教委等への緊急連絡は、学校名と発生事案名、関係者名を第一に伝える。

その後、以下の優先順位で、簡潔に概要を報告する。

「WHAT	何が起きた」
「WHO	関係者は」
「WHEN	いつ」
「WHERE	どこで」
「WHY	なぜ」(発生直後は、原因等は分からぬことが多い)
「HOW	どのように、どうした、現状は、学校の対応は」

④関係保護者へ迅速に連絡する。

□事案発生の第一報入手直後に、5W1Hに留意しながら、関係保護者に連絡する。学校関係者の目撃情報でない場合は、未確認情報であると断った上で伝える。

□関係保護者には、電話連絡だけではなく直接会い、事案に応じて謝罪、最新情報を交換するなど、緊密に連携する。

□加害生徒がいる場合、早期に家庭と連携し、適切な対応を支援する。

□校内に、加害者・被害者の当事者がいれば、双方の保護者と連携し、事案解決に向け支援する。

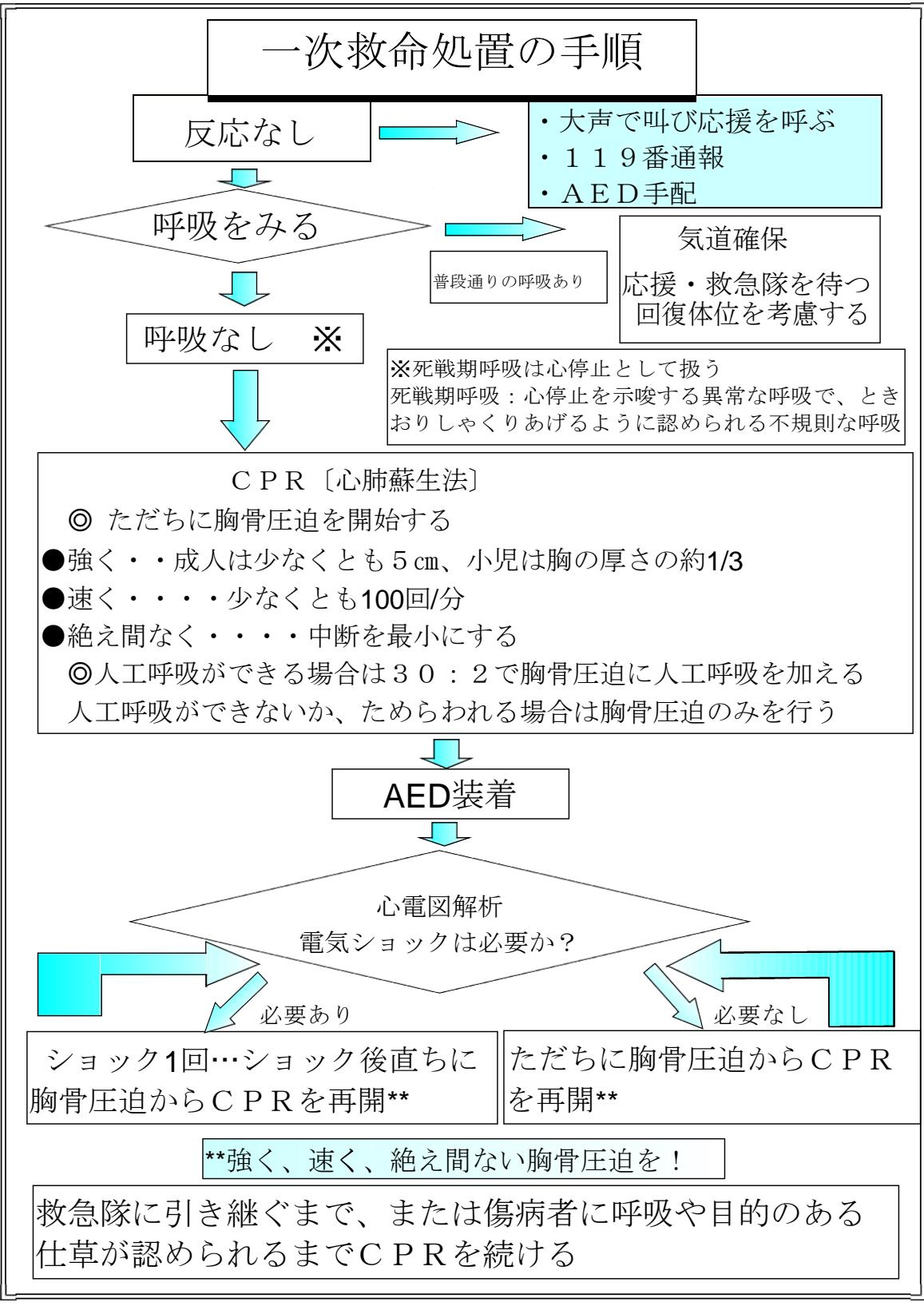
(4) 救急救命体制

留意点	<p>① 緊急時には傷病者が発生する可能性も高い。このため、医療機関の連絡先、事案発生時の救急車要請基準や、医療機関に引き継ぐまでの手順等について明確にする。</p> <p>② 障害のある児童生徒や生活管理を必要とする生徒への配慮が必要である。</p> <p>③ 教職員が一次救命処置を理解し、対応できるようにすることが望まれる。</p>
救急救命の手順等	<p>ポイント1 救急時の対応を理解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> □既往症等により生活管理の必要な児童生徒を把握し、保護者、主治医と連携し、緊急時の対応方法を確認する。 □傷病者の生命を第一に考え、救急車の要請の手順を明確にする。 □意識がない場合、出血がある場合等、症状に応じた応急手当の研修を実施する。 □心肺蘇生法（人工呼吸及び心臓マッサージ）及びAED（自動体外式除細動器）取扱の技能を身に付けることが必要である。 <p>ポイント2 救急対応の手順は、以下である。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①発生した事故災害の状況把握 ②傷病者の症状の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・出血 ・意識 ・呼吸 ・脈拍 ・傷 ・骨折 ・その他の症状等 ③心肺蘇生法などの応急手当（現場で直ちに） ④AEDの手配など、協力要請や指示 ⑤必要と判断したら、速やかに119番通報（救急車要請） ⑥管理職、養護教諭と保護者へ連絡し、協力を仰ぐ ⑦救急車に教職員が同伴する。携帯所持のこと ⑧担当者を決め、詳細な記録を取る <p>ポイント3 緊急時に備え、以下のような救急車の要請基準を明確にしておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意識喪失を伴うもの ・ショック症状（蒼白、脱力感、脈異常、冷汗、あくび等） ・痙攣が持続するもの ・多量の出血を伴うもの ・骨の変化が見られるもの ・大きな開放創（開いた傷）をもつもの ・広範囲の火傷 など
障害生徒等あるの支援	<p>ポイント4 障害のある生徒や生活管理の必要な生徒のプライバシーの保護と、支援体制の整備が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> □保護者、医師等との密接な連携を図り、共通理解を図り、プライバシーの保護に取り組む。 □緊急時に備え、医療機関等との連絡体制や支援体制を整備する。 □あらかじめ救急対応について、医師から指示を受けておく。

ポイント5

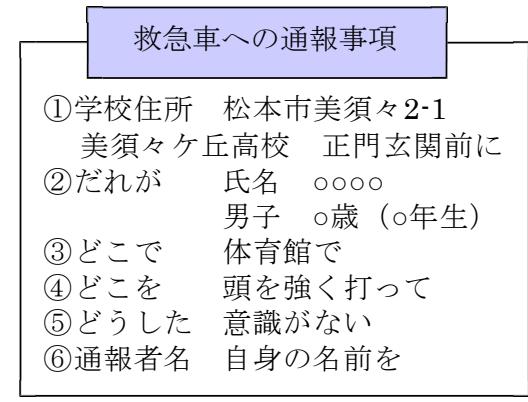
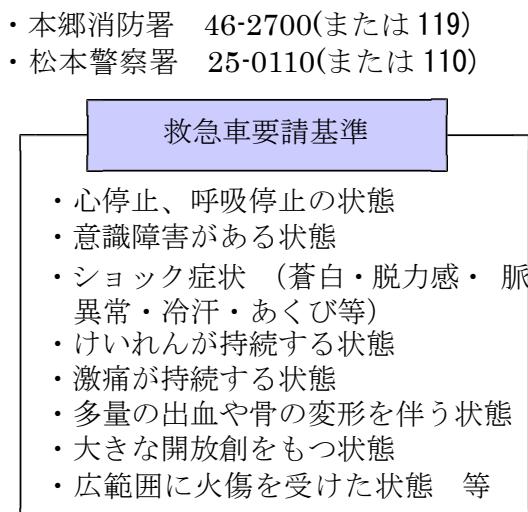
教職員は、心肺蘇生法(人工呼吸及び心臓マッサージ)及びAED(自動体外式除細動器)取扱の技能を身に付けることが望まれる。(少なくとも3年に1回は、実技講習を受講する。)

一次
救命
処置
の
理解

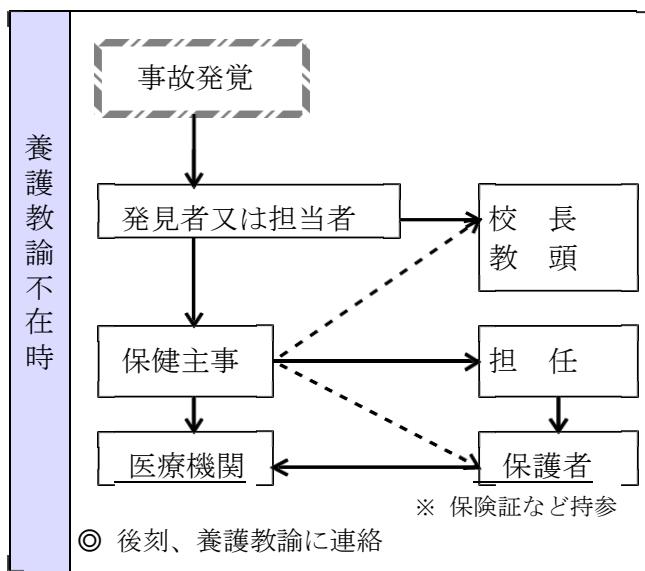


(5) 救急連絡体制

① 救急車の要請



② 養護教諭不在時の対応



③ 医療機関

☆ 本校学校医

診療科目	病院名	電話番号	診療時間
内科	☆ 伊藤内科医院	33-7411	9:00~13:30 16:00~18:30 〔木pm・水日祭休診 土17時迄〕
	☆ 池上医院	32-0411	8:00~11:30 14:00~17:30 〔金土pm・日祭休診〕
歯科	☆ 中田歯科	32-6474	9:00~12:00 14:00~16:00 〔土8:30~16時・水日祭休診〕
耳鼻咽喉科	☆ 横田耳鼻咽喉科	46-8881	8:45~12:30 15:00~17:45 〔木土pm・日祭休診 土8:45~15:00〕
眼科	☆ 平林眼科病院	35-8608	9:00~12:00 14:00~17:30 〔水日祭・土午後休診〕
脳神経外科	信大脑外外来	内線6520	8:30~11:45 14:00~18:00 [火・金のみ]
整形外科	木下整形外科	35-1652	9:00~12:00 14:30~17:30 〔水日祭・2,4土午後休診〕
総合病院	相澤病院	33-8600	8:30~11:00 〔内・児・脳・整・外・婦・耳・目・泌〕
休日夜間	相澤病院救急外来	33-2319	休日 9:00~16:00 夜間 19:00~21:20

■ 救急時記録表(例)

記録者 【 】

傷病者	科 年	氏名		性別	男・女
発生日時	年 月 日	曜日 時 分頃	発生場所		
事故発生状況	何をしていたか				
	どうなったか				
救急車手配時間	時 分	救急車到着時間	時 分		
救急車同乗車氏名	時 分	家庭連絡時刻	時 分		

※事故発生直後のチェック項目

意識	はつきり・ぼんやり・意識なし ※参考:意識障害のレベルⅢ-3-9度方式()				
ショック症状	なし・あり : 顔面蒼白・冷や汗・あくび・その他()				
出血	なし・あり : 大量・少量・部位()・その他()				
呼吸	正常・異状 : 頻呼吸・徐呼吸・いびき・ 回/分 その他()				
脈	整・不整 : 頻脈・徐脈・微弱・ 回/分 その他()				
体温	℃	血圧	/	mmHg	
顔色	正常・異常 : 潮紅・蒼白・チアノーゼ・発疹・その他()				
瞳孔	正常・異常 : 瞳孔拡大(約4mm以上)・瞳孔縮小(約2mm以下) ・左右不同・その他()				
その他	斜視・眼球振とう・その他()				
けいれん	なし・あり : 部位(全身・手足)・持続時間()程度 舌をかんで出血・あわをふいている・その他()				
疼痛	なし・あり : 部位()・程度()・その他()				
外傷	なし・あり : 部位()・程度()・その他()				
手足	麻痺・しびれ・骨折の部位()・変形の有・無 ・冷感・その他()				
その他	嘔吐・失禁(便・尿)・不穏・その他()				
自覚症状	吐き気・視力低下・複視(ものが二重に見える)・その他()				
処置	気道確保・人工呼吸・胸骨圧迫・AED・止血・異物除去・ 保温・冷やす・衣服をゆるめる・体位・手足のマッサージ・ その他()				

(6) 報道機関への対応

☆ 基本的な対応方針

【ポイント1】

報道機関の背後には、多くの国民県民の目や耳があることを認識し、感情的に反発したり取材拒否をしたりすることなく、学校が主体的に誠意をもって迅速に取材対応する。

- ・学校の指導・対応等に不十分な点があった場合には率直に認め、そこを出発点として、今後の指導や教育活動の改善に生かし、信頼回復に努める。

【ポイント2】

個人のプライバシーや人権に配慮するとともに、公務員の守秘義務にも留意しながら、正確な情報を積極的に公開する。

- ・「出せる情報」と「出せない情報」を区別するための「情報管理」が重要となる。その際、事案のきっかけや背景と判断される可能性のある個人情報等については、生徒の人権尊重の立場で判断する。
- ・明らかな事実のみを答え、憶測では話さない。不明なことは「現段階では分からぬ」と答える。
- ・すべての報道機関に公平に情報を提供する。
- ・守りの姿勢、隠そうとする意識が目立つと、「隠ぺい体質」「責任逃れ」という印象を与えることにもなり、子ども・保護者の信頼を失い、その後の対応・指導に支障をきたす。
- ・公開できない情報や教育的配慮により取材に応じられないときは、その理由を丁寧に説明し、理解を求める。

【ポイント3】

電話・来校による取材・問い合わせ等の窓口を一本化する。

- ・管理職等の担当教職員を選んで対応窓口を一本化し、全教職員に周知徹底する。
- ・報道対応班を立ち上げ、想定問答等の作成を行うとともに、事件・事故の関係保護者等との情報連携を行う。特に、公表によって重大な影響を受ける関係者には、事前に説明し、了解を得ることが望ましい。
- ・必ず、社名・記者名・電話番号・質問内容等を記録する。

【配慮事項】

- 正確な受け答えをするために、メモ・資料・想定問答等を準備する。
- 人的支援等、教育委員会と連携して対応する。
- 校内での取材条件（制限事項）を決め、報道関係者に伝える。
 - ・取材時間・場所、校内における立ち入り禁止場所・撮影禁止場所の指定、生徒への直接取材の自粛を依頼するなど、教育活動に支障をきたさないよう配慮する。
 - ・制限する場合は、その理由を丁寧に説明し、理解を求める。
- 取材記録・新聞記事等を一元的に集約し保存する。

☆ 緊急記者会見の開催

【留意点】

- A 正確な情報を公平に、積極的に公開することで、噂や間違った情報を払拭し、二次被害を防止する。
- B 記者会見を設定することで、報道対応を集約することが可能となり、時間的により正確な情報発信も可能となる。

【開催手順】

- 1 日時・場所等の決定
 - 教育委員会へ連絡・相談し、決定する
 - 開催時間・場所
 - ・生徒への影響、学校運営の混乱回避を考慮した時間帯を設定する。

- ・生徒が校内にいる時間帯は校外で開催するのが望ましい。
- ・可能であれば、報道の締め切り時間を配慮して決定する。
 <午前の場合>9：30までに開催 → 昼のニュース・夕刊で報道可能
 <午後の場合>15：30までに開催 → 夜のニュース・朝刊で報道可能
- ・適切な場所、レイアウト（テレビカメラのスペース等を含む）を考える。

2 報道機関への連絡

- 管内の幹事社（新聞社と放送局を分けてある場合が多い。いずれかの報道機関に問い合わせると分かる）へ電話・FAX等で連絡する（特定の報道機関だけに連絡しない）

3 事前準備

- 校長説明資料・報道資料（ポジションペーパー等）・想定問答
 - ・ポジションペーパーについて
 ポジションペーパーとは、ある問題が起きた場合に、事実関係を客観的に示す文書である。「公式見解」「統一見解」「声明文（ステートメント）」とも言う。
 ポジションペーパーでは、事実、経過、原因、対策、コメントを、A4用紙1、2枚程度にまとめる。その時の状況に応じて、マスコミ等に配布する。このポジションペーパーの作成と配布によって、緊急事態発生時に起りがちな言葉による誤解を防ぐことができる。
 実際に文章を作成する際には、記者からの想定質問の作成と同時にを行うとよい。記者から質問されそうなことを先に文書化しておけば、それだけ質問を減らすことができる。

① 事実

誰が、いつ、どこで、何を、どのようにしたか、を明確にして、5W1Hの形で簡潔に記載する。

② 経過

発生時から現在に至るまでの経過を日時、時間単位で箇条書きにする。経過の結果、現在どのようにになっているかの状況説明も加える。

③ 原因

発生から発表までの時間がない場合には、「原因を究明中」とする。絶対に憶測事項を記載してはならない。発生からすでに時間が経過し、状況証拠からある程度原因を推定できている場合には記載する。

④ 対策

発生から発表までの時間が短い場合には、「今後対策を検討し……」という言葉でよいが、「いつまでに対策を発表する」という具体的な日時だけでも記載したほうがよい。二度と同じ過ちを起こさないために具体的に何をどうするのかの記載も必要である。

⑤ 見解

起きてしまった事件（事故）について学校としてどう思うのか、どのように結論づけるのか、どう責任をとるのかを記載する。ここが、学校としての公式見解となる重要な部分になる反省すべき点は反省し、謝罪すべきことは謝罪し、主張すべきことは主張する。

□ 役割分担（例）

受付（社名・記者名・連絡先の記入）：事務室 司会：教頭 説明：校長
 記録・録音：教務主任 助手（メモ渡し、データ等の確認手配）：生徒指導主任

□ 教育委員会の関係者への同席依頼

・記者会見の際の説明・回答等の役割分担を決めておく。

4 記者会見

□ 進行次第（例）

（1）概要説明等

- ①はじめに（自己紹介、校長の事件・事故への謝罪や所感、決意表明等）
- ②事件・事故等の概要（警察発表を基本とするなど、事実確認は慎重に行い、個人が特定さ

- （2）質疑応答
- 説明・質疑応答の際の留意点
 - ・事案に応じて、謝罪と事後の対応に全力で取り組むことを表明する。
 - ・謙虚な姿勢で分かりやすく説明する。（一問一答を基本に）
 - ・当該生徒やその保護者の責任を問うことはしない。
 - ・今後の学校の方針と具体的な対応策を明確に示す。
 - ・質疑応答の際は、聞かれたことのみを的確に答える。
 - ・質問の最低ルールを最初に示す。
 - ③これまでの学校の対応（主に発生後の学校等の取組を簡潔に説明）
 - ④今後の予定（緊急保護者会、学校再開、児童生徒のケア、次回会見予定等）

（2）質疑応答

- 説明・質疑応答の際の留意点
 - ・事案に応じて、謝罪と事後の対応に全力で取り組むことを表明する。
 - ・謙虚な姿勢で分かりやすく説明する。（一問一答を基本に）
 - ・当該生徒やその保護者の責任を問うことはしない。
 - ・今後の学校の方針と具体的な対応策を明確に示す。
 - ・質疑応答の際は、聞かれたことのみを的確に答える。
 - ・質問の最低ルールを最初に示す。

※「質問がある方は挙手をして、所属とお名前をおっしゃってから質問して下さい。なお、質問は〇〇分間（一般的には30分程度）で終了させていただきますので あらかじめご了承下さい。」

- ・予想しなかった質問や、学校として確認されていない情報に基づく質問には慎重に対応する。「確認した後でコメントさせてほしい」と即答を避けることも必要である。
- ・背景や原因にかかわることは慎重に発言する。
- ・意見・感想を求められた時は、その言葉が記事になることを踏まえ、慎重に回答する。
- ・学校の指導・対応等に不十分な点があった場合には、率直に認める。
- ・失言や事実と異なる話をした場合は、その場で素直に陳謝・訂正する。
- ・会見後は速やかに会場を去り、記者のぶらさがり取材にあわないようする。

5 記者会見終了後の対応

- 個別対応
 - ・報道機関によって話す内容を変えない。

（7）相談、苦情への初期対応

【ポイント1】

- 相手の主張をまずは最後まで丁寧に聞く。（傾聴の姿勢）
- ・相手の意見や問題の背景にある思いや願いを汲み取り、誠実に対応する。
 - ・相手の話をさえぎったり、むやみに口を挟んだりしない。
 - ・断定的な話し方をしたり、こちらの考えを押し付けたりしない。

【ポイント2】

- 相手の要望・苦情の趣旨をつかむ。（事実の整理）
- ・客観的な事実の部分と相手の思いや願い（誰に対して、何について不満を感じているのか、何を求めているのか）を分けてメモをし、整理して聞く。
 - ・相手の身になって、「何を」「どのように判断し」「何を行ったのか」について、事実や学校の対応を正しく説明する。

【ポイント3】

- 早い段階で事実を確認する。（正確な記録）
- ・事実とそれ以外のことを整理して聞き取る。（話の中には、話す人の思い込みや自分に都合のよい情報が含まれていることもある。）
 - ・聞き取りのポイント：「どのような事実があったのか」「どのように解釈したのか」「そのときどんな感情を抱いたのか」
 - ・複数の生徒が関係する事案の場合は、一方の言い分だけで判断せず、関係者全員の言い分を公平に聞く。

- ・適切な判断、適切な対応のために、事実関係を詳細に正確に記録しておく。

【ポイント4】

その日のうちに動く。(迅速な行動)

- ・初期対応ができるだけ迅速に行う。あのとき会っておけばよかったという悔いを残さない。
- ・なるべく直接会って話を聞くほうが誠意が伝わる。
- ・重要な話や、こじれそうなときは、できるだけ複数で直接会って話をする。
- ・迷った時は即答を避け、確認してから回答する。あいまいな返答は混乱を招く。

【ポイント5】

一貫した組織的な対応をする。「ホウレンソウ」(報告・連絡・相談)の徹底)

- ・緊急性や重要性が高い場合には、管理職に報告し情報を共有。一人で抱え込まない。
- ・こちらに非がある場合は、非を認め謝罪し、何をどう改めるかを伝える。
- ・丁寧に説明し、粘り強く理解を求める。
- ・双方が納得できるまで話し合う。
- ・学校ができることとできないことをはっきり伝え、できることはきちんと断る。

3 事後の対応（中・長期対応）

（1）事後評価と学校再開の準備

【留意点】

- A 緊急事案発生時には、教育委員会・関係機関等とも継続的に連携し、中・長期的な事後対応が必要である。
- B 特に、児童生徒本人と保護者の立場に立って、継続的な支援に取り組むことが求められている。
- C 再発防止策を明確にし、実行する。

【ポイント1】

安全確認を徹底する。

- 今以上の被害拡大（精神面を含む）がないと判断される場合、学校と教育委員会等が安全確認を行い、共通理解を図る。
- 確認後、早期に通常の学校教育活動に戻れるよう準備する。
- 危機管理委員会の活動はその後も継続する。各班の業務等は適宜、見直す。

【ポイント2】

事後評価に取り組む。

- 危機管理委員会は、時系列でまとめた記録等から、事件・事故等の発生要因の把握、問題点等の整理、学校・地域等の安全性の評価、安全対策の確立など、事後評価と対応に取り組む。
- 事案に応じて、学校保健安全委員会や学校評議員会等を開催し、多様な観点から評価に取り組み、改善点を明らかにし、再発防止策を検討する必要がある。
- 改善点や再発防止策に基づいて、学校安全計画、学校危機管理マニュアル、学校防災計画を見直す。

【ポイント3】

学校再開への準備に取り組む。

- 教育委員会、関係機関等と連携し、安全を確保し、授業の再開に向けて諸条件を整備する。

□教育再開に向けた主な準備は以下である。

- ・校内や通学路等の安全確保
- ・衛生管理、安全点検
- ・教室など学習場所の確保
- ・教材、教具など学習用具の確保
- ・指導体制の整備
- ・実態に即した学習指導計画の作成

□各家庭の被害状況に応じて、児童生徒に必要な支援を行う。

(2) 生徒と保護者との心のケア

【留意点】

- A 事案発生後には、生徒と保護者との心のケアに取り組む必要がある。事前に支援体制や方法について明らかにしておく。
- B 特に、ケア会議を開催し、支援することが重要である。

【教育相談体制の確立】

<ポイント>

緊急時に対応できるよう、日頃から教育相談体制を確立しておく。

□事案発生時に児童生徒の支援を的確に行うために、日常の健康観察、健康相談活動を教育活動に位置付け、計画的に実施する。

□日頃から教育相談担当や養護教諭を中心に、学校医、スクールカウンセラー、専門機関等と連携し、ケア体制を確立する。

□生徒に、退行現象や生理的反応、情緒的・行動的反応が見られる場合は、早期に専門家や専門機関と連携し支援する。

□重大事案発生時は、保護者や教職員に対する適切な支援が必要になる。スクールカウンセラーと連携し、相談活動等に取り組む。

【ケア会議】

<ポイント1>

緊急時は、ケア会議を開催して支援する。

□ケア会議は、教育相談担当、養護教諭、保健主事、学年主任、スクールカウンセラー、担任などで構成する。学年会に教育相談担当、養護教諭等が参加する形態もある。事案発生後、毎日、開催する。

□ケア会議には、事案に応じ、管理職も参加する。会議を主導するのは、ケアを担当する教育相談担当や養護教諭とする。

■ケア会議の主な内容

- ・被害評価と応急対応（クラスへの指導、個別相談等）の計画
- ・保護者と担任、教育相談担当等との連携促進
- ・スクールカウンセラーや病院等への相談・連携

<ポイント2>

被害評価は、以下のような評価項目を明らかにし、一覧表を作成し確認する。

- ・怪我や入院はないか。
- ・事案発生現場を見ていたか。（第一発見者、近くで目撃等）
- ・被害者、加害者との関係性。（親友、友人、部活動で一緒等）
- ・事件前から、悩み等を抱えていなかったか。
- ・事件後の様子や言動など、教職員や保護者等の印象。

<ポイント3>

- 共感的理解に基づき対応する。
- 日常の観察、保健室の来室状況、保護者等からの情報、質問紙による調査等により、心の健康状態を把握する。
- 具体的には、生徒に常に温かい気持ちで接し、話をじっくり聞く、優しい言葉をかける、クラスで語り合ったりするなど、悲しみや悩み等を共有する。
- 状況に応じて、専門家や専門機関の支援を受けてカウンセリング等に取り組む。